

令和8年度 発注者支援業務等に関する説明会に関する質問・回答

NO.	質　問	回　答
1	「ワーク・ライフ・バランス等推進企業」の評価について、設計共同体は、代表者および構成員ともに認定を受けている場合に評価対象となるか、もしくは代表者又は構成員のいずれかが認定を受けていれば評価対象となるか、ご教示願います。	WLB等推進企業の評価について、設計共同体の場合は、構成員のいずれかが認定を受けていれば評価対象となります。
2	総合評価項目に追加されるWLB等推進企業の評価につきまして、競争参加資格確認申請書で作成する様式はないのでしょうか。ご教示ください。	関東地方整備局においては、総合評価項目に追加されるWLB等推進企業の評価に関し、競争参加資格確認申請書で作成いただく専用様式はございません。